

## ◇今回の法(制度)改正、国「基本指針」の主な内容

### ○「障害児福祉計画」の策定の法制化

改正児童福祉法で、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と同様に「障害児福祉計画」を策定することが全都道府県・市町村に義務付けられた。

### ○「地域共生社会」の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組み等を計画的に推進することを定める。

### ○精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築について定める（発達障害・高次脳機能障害も含む）。

### ○障害児支援の提供体制の計画的な整備

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、以下の柱を（計画に）盛り込み、障害児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定める。

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

### ○発達障害者支援の一層の充実

「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行を踏まえて、「発達障害者支援地域協議会」の設置の重要性等について定める。

### ○障害福祉サービス等と障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標の設定

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- …施設入所者の高齢化、重度化を踏まえ、
  - ・平成 28 年度末時点における施設入所者の 9%以上を、同 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、
  - ・平成 32 年度末時点における施設入所者を、同 28 年度末時点から 2%以上削減すること

を基本とする。

## ②精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

…精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、成果目標を次の通り設定する。

- ・平成 32 年度末までに、全ての障害保健福祉圏域に保健・医療・福祉関係者による協議

の場を設置することを基本とする。（なお、都道府県ごとにも設置するのが望ましい。）

- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

することを基本とする（複数市町村による共同設置でも可）。

（・そのほか、都道府県についての目標 2 項目。）

## ③地域生活支援拠点等の整備

…市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者

の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備することを基本とする。

## ④福祉施設から一般就労への移行等

…平成 32 年度中に、「就労移行支援」事業等を通じた一般就労への移行者数を、同 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。

- ・平成 32 年度末における「就労移行支援」事業者数を、同 28 年度末実績から 2 割以上増加させることを目指す。

- ・就労移行率 3 割以上である「就労移行支援」事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。

- ・各年度における「就労定着支援」による支援開始から 1 年後の職場定着率を、80%以上とすることを基本とする。

## ⑤障害児支援の提供体制の整備等

…平成 32 年度末までに、「児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも 1 か所以上設置すること（圏域での設置でも可）を基本とする。

- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村で「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築することを基本とする。

- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」事業所と「放課後等デイサービス」事業所を、各市町村に少なくとも 1 か所以上確保すること（圏域での確保でも可）を基本とする。

- ・平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置でも可。）